

第201600192525号

平成29年3月23日

公益社団法人鳥取県医師会長  
一般社団法人鳥取県東部医師会長  
公益社団法人鳥取県中部医師会長  
公益社団法人鳥取県西部医師会長  
一般社団法人鳥取大学医学部医師会長

} 様

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課長

転院搬送における救急車の適正利用に係る転院搬送要請マニュアルの運用について（通知）

本県の救急医療行政の推進に当たり、日頃格別の御配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

近年、救急搬送件数は、高齢化の進展等により全国的に増加しており、真に必要な傷病者への対応が遅れ、救命率に影響が出かねない状況となっています。

救急車の適正利用に向けた取組については、平成27年度救急業務のあり方に関する検討会（消防庁主催）において議論され、各都道府県において、関係機関間で合意の上、救急車による転院搬送を行う場合についてのルールを定めることが有効であることが報告されたところです。

本県においても、救急車による転院搬送が全救急出動件数の1割を占める状況であり、救急搬送に与える影響が大きいことから、転院搬送における救急車の適切な利用の推進について、平成28年度鳥取県救急搬送高度化推進協議会において審議した結果、別添のとおり転院搬送要請マニュアルを定め、平成29年4月1日から運用を開始することとなりました。

については、貴会会員に対して、救急車による転院搬送を要請する場合は、本マニュアルに従って適切に要請していただくよう周知に御協力をお願いします。

なお、本マニュアルはとりネットでも公開しておりますので、必要に応じて、ダウンロードして御使用ください。

また、各病院へは別途通知しました。

○転院搬送要請マニュアル とりネットwebページURL

<http://www.pref.tottori.lg.jp/264536.htm>

医療政策課医療政策担当（担当 河本）

電話：0857-26-7173

ファクシミリ：0857-21-3048

電子メール：iryouseisakutantou@pref.tottori.jp